

人事行政の運営等の状況の公表

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況 (令和 7 年度) (単位 : 人)

職種 区分	採用	離職								
		退職					免職			合計
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	782	0	8	315	3	204	0	1	0	531
研究職	21	0	0	7	0	6	0	0	0	13
医療職	89	0	0	34	0	23	0	0	0	57
技能労務職	18	3	0	4	1	10	0	0	0	18
教育職	3, 926	0	0	1, 053	19	1, 585	1	15	0	2, 673
警察職	472	0	50	258	6	15	0	1	0	330
企業職	31	0	0	11	0	4	0	1	0	16
合 計 (構成比)	5, 339	3 (0. 1%)	58 (1. 6%)	1, 682 (46. 2%)	29 (0. 8%)	1, 847 (50. 8%)	1 (0. 0%)	18 (0. 5%)	0 (0. 0%)	3, 638 (100. 0%)

- (注) 1 上記の数は、暫定再任用職員を含みます。
2 職種の区分については、次のとおりです(以下 (2) 及び 8 職員の退職管理の状況に同じ)。
一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員
研 究 職・・・研究職給料表適用者
医 療 職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者
技能労務職・・・技能職給料表適用者
教 育 職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員
警 察 職・・・公安職給料表適用者
企 業 職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者
3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況 (令和 7 年度)

< 知事等 > (単位 : 人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	229	147	98	68	50	28	11	54
研究職	14	8	10	4	2	0	0	2
医療職	20	17	4	9	2	0	0	5
技能労務職	1	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	2	1	1	0	0	0	0
企業職	14	16	8	10	4	3	3	4
合 計 (構成比)	279 (35. 5%)	190 (24. 2%)	121 (15. 4%)	92 (11. 7%)	58 (7. 4%)	31 (3. 9%)	14 (1. 8%)	65

- (注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

< 教育委員会 > (単位 : 人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	86	58	42	6	14	7	2	1
医療職	1	4	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計 (構成比)	87 (39. 5%)	62 (28. 2%)	42 (19. 1%)	6 (2. 7%)	14 (6. 4%)	7 (3. 2%)	2 (0. 9%)	1

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	186	188	10	152	15
合 計 (構成比)	186 (34.7%)	188 (35.1%)	10 (1.9%)	152 (28.3%)	15

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	303	211	51	34	19	4
一般職員	33	22	11	6	4	0
研究職	1	1	0	0	1	0
合 計 (構成比)	337 (48.4%)	234 (33.6%)	62 (8.9%)	40 (5.7%)	24 (3.4%)	4

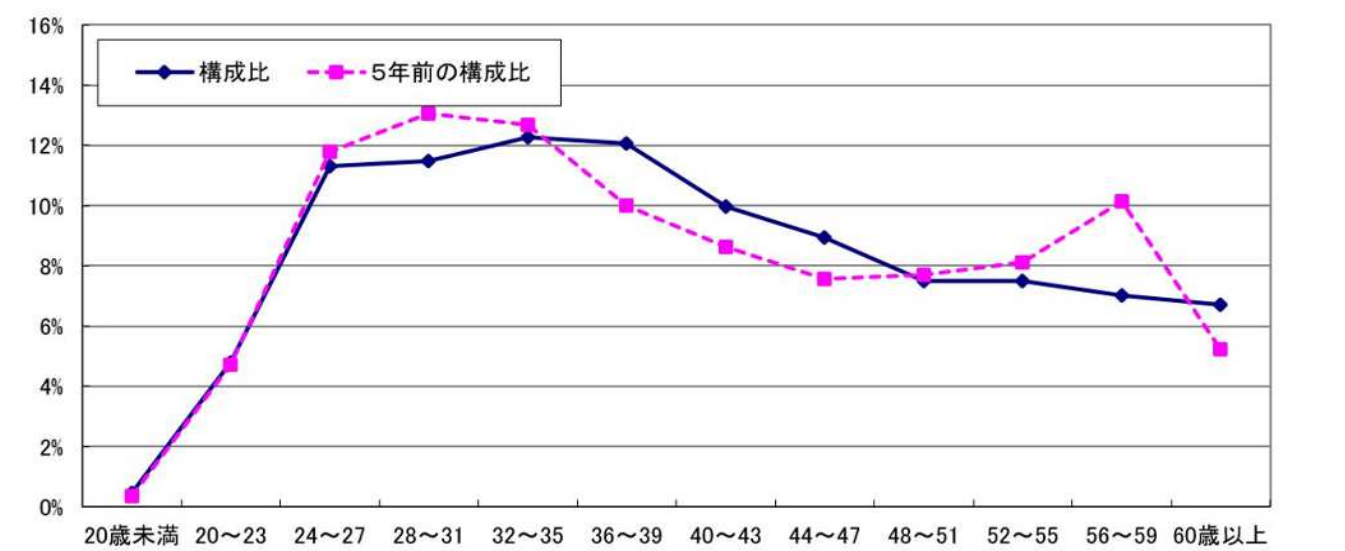
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和8年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	70	69	▲1	執行体制の見直し	
		総 務	1,240	1,267	+27	埼玉県生活科学センターのリニューアルへの対応	
		税 務	570	577	+7	執行体制の強化	
		民 生	1,189	1,246	+57	児童虐待防止対策の強化	
		衛 生	1,503	1,512	+9	野生鳥獣の適正な保護・管理の推進	
		商 工	329	335	+6	D X ツール等の導入により生産性向上に取り組む企業への支援	
		労 働	203	208	+5	カスタマーハラスメント防止対策の推進	
		農林水産	898	899	+1	A I の活用による県産いちごの品質向上につながる汎用化技術の確立への対応	
		土 木	1,261	1,259	▲2	執行体制の見直し	
		小 計	7,263	7,372	+109		
	教育部門		41,789	42,087	+298	国の定数改善等に伴う増員	
	警察部門		12,982	13,202	+220	地方警察官の増員	
	小 計		62,034	62,661	+627		
公営企業部門	病 院		198	209	+11	リハビリ提供体制の充実	
	水 道		352	348	▲4	執行体制の見直し	
	下水道		139	155	+16	下水道管の復旧工事及び再発防止対策等を推進するための体制強化	
	その他		102	102	±0		
	小 計		791	814	+23		
合計			62,825	63,475	+650		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 289	人 3,031	人 7,182	人 7,280	人 7,794	人 7,662	人 6,319	人 5,685	人 4,758	人 4,768	人 4,447	人 4,260	人 63,475

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。